

函 教 文

令和4年(2022年)10月5日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 大船遺跡管理棟に隣接する物置の火災について

(文化財課 21-3472)

大船遺跡管理棟に隣接する物置の火災について

このことについて、下記のとおり火災があり対応しましたので報告します。

記

- 1 出火日
令和4年(2022年)9月26日(月)
- 2 出火場所
大船遺跡管理棟(函館市大船町575-1)に隣接する物置(5.3㎡)
- 3 被害状況
物置および収納備品の一部(スコップ, 看板など)
- 4 出火の経過
9月25日(日)
午前 管理人(管理運營業務受託者 一般財団法人道南歴史文化振興財団職員)が復元した竪穴住居内で、薪に火をつけ燻蒸業務を実施後、薪を缶に移し、屋外で自然消火
9月26日(月)
14時30分頃 管理人が、24時間以上経過した前日の燃え殻を廃棄するためビニール袋に移して物置内に仮置き
16時20分頃 別の管理人が、物置から煙が出ていることを発見し、内部からの出火を確認、初期消火の実施
16時40分頃 消防へ通報
16時45分頃 管理人の放水による消火活動の実施、鎮火
16時50分頃 消防および警察が到着、鎮火の確認
事情聴取、現場検証の実施
消防により前日の燃え殻を出火原因として特定
なお、被害が少なく、遺跡の管理運営には支障がなかったことから、翌日も平常どおり開場した。
- 5 今後の対応
 - ・火気を取り扱う作業については、ダブルチェック体制をとり、翌日のスタッフに状況報告するなど確実に引き継ぐ。
 - ・使用した薪を消火する際は、屋外の類焼するおそれが無い場所で専用の火消し壺に、燃え殻を投入し水をかけたうえで蓋をし、24時間以上置く。
 - ・物置を含む屋内施設での保管は行わず、完全に消火したことを確認したうえで、ゴミとして処理する。
 - ・被害のあった物置および備品の復旧を、一般財団法人道南歴史文化振興財団に命令した。